

平成17年第5回藤岡市議会定例会会議録（第3号）

平成17年9月16日（金曜日）

議事日程 第3号

平成17年9月16日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第63号 藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

第2 議案第88号 平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	針谷 章 君
企画部長	荻野 廣男 君	総務部長	白岩 民次 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	戸川 静夫 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	監査委員	中易 昌司 君
監査委員			
	塚越 正夫 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	田島 均	議事課長	竹村 康雄
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

午前10時1分開議

議長（反町 清君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議案第63号 藤岡市長長期継続契約を締結することができる契約を定める

条例の制定について

議長（反町 清君） 日程第1、議案第63号藤岡市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長橋本新一君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 橋本新一君登壇）

総務常任委員会委員長（橋本新一君） ご指名を受けましたので、去る9月2日の本会議において総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、9月5日及び6日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第63号藤岡市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてご報告申し上げます。この条例の制定理由は、地方自治法第234条の3の改正に伴い、「その他政令で定める契約」が加えられ、地方自治法施行令第167条の17が新たに追加されました。この規定に基づき、長期継続契約を締結できる対象範囲を定め、入札・契約等の事務の効率化や経費節減を図ることを目的として条例を制定するものであります。

9月5日に開催された委員会での質疑の主なものを申し上げます。第2条第1号中の事務用機器に電子計算機等で使用するソフトウェアを含むとあるが、現在、どのようなものが導入されているか伺いたい。主に住民情報関係のデータを指すとのことでした。

ソフトウェアを長期間契約することによって、事務の停滞や実状に合わなくなるという危険性や懸念はあるか伺いたい。長期継続契約の期間は最大で5年だが、特にソフトウェアなどは飛躍的に技術が向上しているので、今後検討し、長期継続契約にするか、単年で契約するか検討していきたいとのことでした。

第2条第3号中に前2号に掲げる以外の契約で、長期継続契約を締結しなければ当該契約にかかる事務の取り扱いに支障を及ぼすものとして市長が特別に認めたものがあるが、どのようなものが想定されるか伺いたい。車輛、仮設建物、医療機器、教育機器、その他器具・機械などが想定されるとのことでした。

条例を制定することによってのメリットとデメリットを伺いたい。メリットについては、毎年度末の入札、契約事務の手続が数年に一度となり、事務の効率化が図られる。また複

数年にわたるリース期間の契約が確定することによって、業者側の単年契約にリスクがなくなり、リース料金の低減が期待できる。また業者側の事務的経費が節減され、複数年の安定的な請負が可能となり、良質なサービスが期待できる。デメリットについては、長期継続契約をすることにより、請負者以外の受注機会や、より良質なサービスを提供するものと契約できる可能性が狭められるとのことでした。

第2条第3号に市長が特別に認めたものがあるが、なぜ、このような文言を入れたのか伺いたい。業務委託関係については範囲が膨大になっており、想定外の業務委託契約も考えられ、想定外のものの事務処理を円滑に行うため、例外規定を設けたとのことでした。

第3条に長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は5年以内とすると規定されているが、5年と決めた根拠と、ただし書きについて伺いたい。リース契約はおおむね5年間が多いので、これを目安として設定した。ただし書きについては、耐用年数が5年を経過するものもあるので、耐用年数に応じたリース契約ができるように規定した。現在、これ以外に想定できるものはないとのことでした。

第2条第2号中に保守点検という文言を明記した理由について、また、なぜ4月1日から保守点検をする必要があるのか伺いたい。法令点検等で、どうしても4月1日から履行しなくてはならないものも想定されるので明記したとのことでした。

単年度で契約してきたことに対し、今日まで何か大きな支障があったか伺いたい。契約事務が年度末、年度初めに集中するので、事務の一面で停滞を招いたり、効率化の面からも問題があったとのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第63号については、事務の簡素化、またはコストの減少が図られるということをかんがみ、条例化の趣旨に沿ったものなので、原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。

また、委員から次のような意見がありました。長期継続契約のメリットは、事務の簡素化が図られるということだが、長期継続契約をすることによって新しい業者の参入、競争原理が損なわれ、また、今までやってきた単年度契約は、それほどデメリットがないということなので、この議案第63号については原案に反対したい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

しかし、質疑に対する適切な答弁が得られず、事実の誤認を生じさせたことにより、9月6日に再度、委員会を招集し、議案第63号に対する再審査の件を委員会に諮り、再審査することに決定されましたので、再審査を行ったのであります。

質疑の主なものを申し上げます。第2条第3項中の事務の取り扱いに支障を及ぼすものとして、市長が特別に認めたものという部分について執行部の見解を伺いたい。特になくても支障がないと考えているとのことでした。

第2条第2号中の「保守点検」という文言は長期継続契約に該当しないと考えるが、執行部の見解を伺いたい。保守点検は含まれないと考えているとのことでした。

なお、議案第63号に対する質疑を終結した後、木村喜徳委員から修正の動議が提出されました。木村委員から提出された修正案をご説明いたします。内容といたしましては、第2条の全部改正及び第3条ただし書きを削るものです。次に修正の理由ですが、第2条第2号中「保守点検」という表現は、例示的に列挙されたものであり、執行部の説明によれば、「保守管理」と同意義に解されるが、例示列挙としては不正確な表現であり、また第2条第3号は、第1号、第2号の例外的規定として設けられているが、例外規定の方式として、「市長が特別に認めたもの」という表現は、地方自治法の一部改正の法意に照らして好ましい表現ではなく、修正をせざるを得ないものであります。したがって、第2条につきましては、別紙のとおり修正するものです。

また、第3条につきましても、ただし書き中「市長が特別な理由があると認めるときは」という表現につきまして、上記理由により好ましい表現ではないので、ただし書きを削るものです。以上が説明の内容であります。この修正案に対する質疑を木村委員及び執行部に対し行いました。

質疑の主なものを申し上げます。保守点検と保守管理は別な考え方と解釈しているが、保守点検は長期継続契約には含まれずにきちんとした競争原理を取り入れて行うべきだと考えるが見解を伺いたい。保守点検は月を決めて定期的に行われるもので、保守管理はその機能が常時保たれるようにすることだと考えるため、この条例には保守管理という文言が適切だと考えるとのことでした。

修正案の第2条第3号と第4号を長期継続契約することになると、今までとどう変わるのか、また今後についてはどうなるのか伺いたい。現状は単年度で契約を行っている。これからは5年になるので、経費の削減が図られると考えているとのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第63号藤岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてに対する木村委員の修正案については、第2条は全部改正、第3条についてはただし書きを削るという内容であります。長期継続契約を締結することができる契約の契約期間は5年以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。という部分を削除し、さらに第2条第3号の市長が特別に認めたものを削除するということに対して、この修正案は適当であると考えてるので、修正案に対し賛成したい旨の意見がありました。

初めに、修正案に対し採決を行い、賛成全員をもって修正案を可決すべきものと決しました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決を行い、賛成全員をもって修正部分を

除くその他の部分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案 1 件に対する審査の概要と結果についてご報告を終わります。

議長（反町 清君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 6 3 号藤岡市長期継続契約を終結することができる契約を定める条例の制定について、委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第 6 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

- 第 2 議案第 8 8 号 平成 1 6 年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 9 号 平成 1 6 年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 0 号 平成 1 6 年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 1 号 平成 1 6 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 2 号 平成 1 6 年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 3 号 平成 1 6 年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 4 号 平成 1 6 年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について

議長(反町 清君) 日程第2、議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第89号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について、以上10件を一括議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。委員長斉藤千枝子君の登壇を願います。

(決算特別委員会委員長 斉藤千枝子君登壇)

決算特別委員会委員長(斉藤千枝子君) ご指名を受けましたので、去る9月2日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、ほか8特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定についての10議案に対する審査の結果について報告申し上げます。

決算特別委員会は、9月2日の本会議において市長から提案理由の説明、監査委員から監査報告の後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に橋本新一君が指名されたのであります。議案審査につきましては、9月8日と9日に市長・助役・収入役・教育長・監査委員及び担当部課長の出席を求め委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会は、議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますのでご了承願います。

議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第89号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第90号平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第91号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第92号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第95号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第96号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました議案第88号平成16年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、ほか8特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定についての議案審査結果について報告を終わりたいと思います。決算特別委員会の審査に当たり、市当局関係者のご協力により円滑なる運営ができましたことに深く感謝申し上げます報告を終わります。

議長（反町 清君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

議案第88号から議案第97号までにつきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより議案第88号から議案第97号までに対する討論に入ります。討論はありません。

んか。

清水保三君の登壇を願います。

(2 0 番 清水保三君登壇)

2 0 番 (清水保三君) 議長のお許しを得ましたので、私は議案第 8 8 号平成 1 6 年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定についての反対の討論を行います。

まず、平成 1 6 年度は農民や労働者にとって大変な年でありました。農家では、今、輸入自由化による影響で、「つくるものがない。輸入を何とか抑える方法はないのか。」と悩んでいます。また、労働者にとってはリストラの嵐の中で失業やパート労働になり、まともな職業につけない状況が続いています。一方、大企業では至上空前のもうけを上げ、内部留保は 8 2 兆円にも達するという経済シンクタンクの報告もあります。

次に、予算節別表を見ますと、扶助費が 8 . 8 %、前年比では 8 . 7 %で、1 5 億 9 , 9 2 0 万 2 1 3 円になっています。償還金利子及び割引料は構成比で 1 1 . 0 %、本年度決算では 2 8 億 9 , 9 0 0 万円で 1 5 . 8 %になり、大きなウエイトを占めています。まだ高い利子のものがあると思いますが、それらの対策を急ぐべきだと考えます。

次に、児童福祉医療費では、不十分ですけれども、評価すべきものです。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

議長 (反町 清君) 他に討論はありませんか。

吉田達哉君の登壇を願います。

(2 3 番 吉田達哉君登壇)

2 3 番 (吉田達哉君) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第 8 8 号平成 1 6 年度藤岡市一般会計歳入歳出決算及び議案第 9 7 号までの 9 特別会計の歳入歳出決算について、賛成の討論を行います。

平成 1 6 年度の財政状況は、引き続き不況により前年度に比較して市税が約 1 億 7 , 0 0 0 万円の減収、また、三位一体改革の影響で税源移譲による所得譲与税は約 1 億円の増収となりましたが、地方交付税は約 5 億円の減収、臨時財政対策債も約 3 億 2 , 0 0 0 万円の減収となりました。一方、歳出においては、人件費で職員数の減や定年退職者の減などにより約 1 億 8 , 0 0 0 万円の減額となりましたが、扶助費では児童手当や生活保護費などで約 1 億 9 , 0 0 0 万円の増額、物件費では合併等にかかわる電算委託料などで約 3 , 0 0 0 万円の増額、負担金では一部事務組合負担金などで約 1 , 0 0 0 万円の増額、公債費では減収補てん債の一括償還などで約 1 , 0 0 0 万円の増額、繰出金では国保会計等への繰り出しで約 2 億 2 , 0 0 0 万円の増額となり、経常経費は大幅に増加となりました。

このように全体としては市税や地方交付税等の収入が減り、経常経費が増え、収支が不均衡となったため多額の財源不足が生じ、財政調整基金から 4 億円を取り崩しました。財

政指数で見ると、経常収支比率も98.0%となり、前年度より10.8ポイント上昇し、財政の硬直化が一層進みました。

こうした財政状況を打開するため、市長は行財政改革に積極的に取り組み、主要事業の見直しや職員数の削減、補助金の削減などを実施し、財政の健全化と効率的な行財政運営を推進してまいりました。さらに、予算の執行におきましては、厳しい財政状況と将来を見据え、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図るべく努力され、ハードからソフト重視の政策に移行する中で、小学校6年生までの入院の医療費の無料化やファミリーサポートセンターの設置などの「子育て支援対策の強化」、「障害児福祉の充実」、学校安全対策や小学校英語指導助手など「教育施策の向上」を図られました。また、投資事業については、主要事業の見直しによる効果的な事業の選択と事業の精査により、事業費の縮減と効率化を図った努力がうかがえます。

このように平成16年度は三位一体の改革による地方交付税等が大きく削減される等の極めて厳しい財政状況の中で、行財政改革に取り組み、行政施策の見直しを行い、福祉や医療、教育文化の向上をはじめ、都市基盤の整備、産業の振興など市民のニーズや行政課題に対応して効率的かつ効果的な諸事業を進めたものと認められます。また、特別会計におきましても、それぞれの予算組みに沿った事業が行われたものと認められます。

今後、国の三位一体改革の先行きが不透明の中、行財政改革をさらに進め、健全な財政基盤の確立を望むものであります。また、来年は新生藤岡市がスタートいたします。新市の発展と市民福祉の向上のため、市長をはじめ、執行部が強い信念とその英知を傾け、一丸となって取り組まれるよう要望し、本決算の認定に対し賛意をあらわし、賛成討論いたします。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君）他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第88号平成16年度一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君）起立多数であります。よって、議案第88号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第89号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第90号平成16年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第91号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第92号平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第95号平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第96号平成16年度藤岡市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第97号平成16年度藤岡市水道事業会計決算認定について、委員長報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり認定することに決しました。

閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議長(反町 清君) 各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき、委員会条例第41条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委 員 会 名	件 名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について 2. 行政財政の実態について 3. 市行政の総合計画について 4. 交通安全施設について 5. その他所管に関する事項について
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について 9. その他所管に関する事項について
教務厚生 常任委員会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について 7. その他所管に関する事項について
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について

委 員 会 名

件

名

合 併 問 題 調 査 1 . 藤 岡 市 の 合 併 問 題 に 関 す る 事 項 に つ い て
特 別 委 員 会

字 句 の 整 理 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（反町 清君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。
市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成17年第5回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、9月2日から本日まで15日間にわたり開催され、議員各位におかれましては大変ご多忙中のところ、報告3件を含む多くの重要案件につきまして慎重審議の上、ご決定いただき、まことにありがとうございました。

今、地方自治体は分権社会の到来を迎え、実際の運営能力が求められる時代となりました。今後も行財政改革を継続し、健全な行財政運営を心がけるとともに、市民の目線に立ち、市政発展と市民福祉向上のため、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、今度ともますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉 会

議 長（反町 清君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたします

した。

これにて平成17年第5回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分閉会